

## 県立病院法人化委員会(第6回)、質疑応答等の概要

平成22年11月8日 14:00～15:30  
共用第3会議室

委員5名出席

( 委員発言、事務局発言)

「資料1 - 1: 地方独立行政法人山口県立病院機構中期目標(案)に対する意見及び対応案」

「資料1 - 2: 地方独立行政法人山口県立病院機構中期目標(修正案)」

「職員の病院運営に対する意識の醸成」という修正案において、県が中期目標でどう  
いう指示をしようとしているのか。

病院ごとの経営情報に関する周知を図ろうと考えている。

また、職員の業務改善等に関する提案制度を創設する方向で考えている。

パブリック・コメントに意見を寄せられた方の意図が満足されるのか。

意見の内容については、要約した形で記述しているが、コメントの全体の流れからは、  
経営参画というよりは、意識の問題と解釈されることから、修正案で支障ないと考えて  
いる。

パブリック・コメントに対する回答の際には、意見の内容について、誤解を招くこと  
のないよう、記述を検討すべき。

修正案で評価委員会に付議することとしてよい。

「資料2 - 1: 地方独立行政法人の中期目標、中期計画について」

意見なし。

「資料2 - 2: 地方独立行政法人山口県立病院機構中期計画の骨子イメージ」

「参考資料: 先行団体における中期計画の比較表」

こころの医療センターの第1の1の(1)(県立病院としての積極的に対応すべき医  
療の充実)の項目の並べ方についてであるが、山梨県の例にもあるように、当院として  
も、認知症医療のほかに、児童思春期精神科医療についても項目として掲げていきたい。

今から具体化していくのが問題である。(総合医療センターにおいては、)専門医療、  
急性期医療については、中期計画の中でしっかりやっていけばよいと思う。

「(5)患者サービスの向上」の「ア 患者本位の医療の実践」の中で、「(ア)質の  
高い医療」という項目はそぐわないのではないかと。「患者本位の医療の実践」について  
は、インフォームドコンセントの充実、患者及び家族への相談支援の充実でよいのでは  
ないか。また、「(ウ)チーム医療」については、「患者本位の医療の実践」に含めない  
で、これと並列する大きい項目として扱ってはいかがか。

中期計画の中の小項目として「質の高い医療」を扱うのはいかがか。  
「第1の1 医療の提供」の中で明記するなど検討させていただく。

「医療従事者」の文言の使い方が誤解を招く可能性がある。職員を指している場合もあるし、職員以外を指している場合もある。

言葉の使い分けは難しいが、意味合いの違いは中期計画の中で明確にしていきたい。

中期計画の検討体制、検討状況はどのようになっているか。

現在は事務局での検討段階。今後、医療現場の意見を伺っていく。

中期計画の立ち位置が難しい中ではあるが、病院職員が自分たちが参画した計画であるとの意識が持てるような工夫をして欲しい。